

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(令和5年第2回定例会)

筑西市議会

## 福祉文教委員会 会議録

### 1 日時

令和5年6月20日（火） 開会：午前9時57分 閉会：午後 2時 5分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第48号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の変更について

議案第49号 工事請負契約の締結について

議案第54号 筑西市デイサービスセンター条例の廃止について

議案第55号 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第56号 令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）のうち所管の補正予算

---

### 4 出席委員

委員長	中座 敏和君	副委員長	仁平 正巳君			
委員	新井 暁君	委員	國府田和弘君	委員	日高 久江君	
委員	小倉ひと美君	委員	大嶋 茂君	委員	三浦 譲君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 鈴木久美子君

---

委員長

中座敏和

○委員長（中座敏和君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおり、地方独立行政法人議案1案、契約議案1案、条例議案2案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。議案第48号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の変更について」審査を願います。

地域医療推進課から説明を願います。

長塚地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 地域医療推進課、長塚でございます。どうぞよろしくお願いたします。説明のほうは着座にて失礼いたします。

議案第48号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の変更について」ご説明いたします。この中期計画の変更は、茨城県西部医療機構が新たに健診センターの整備、運用を行うに当たり、現行の中期計画には、このことが記載されていないことから、地方独立行政法人法第26条第1項後段の規定により、茨城県西部医療機構が中期計画を変更しようとするものでございまして、同法第83条第3項の規定により、市長が中期計画の変更を認可しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、中期計画の変更の認可につきまして議決をお願いするものでございます。

地方独立行政法人の中期計画につきましては、地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、設立団体の長が定めた中期目標に基づき、この中期目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受けることとされており、計画の変更をする場合も設立団体の長の認可が必要となります。

また、地方独立行政法人法第26条第2項には、住民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置及び予算、収支計画及び資金計画を中期計画に定めるとの規定がございます。今回、新たに予防医療の充実に向けた健診センターの整備、運用を予定していることから、この事項を記載するものでございます。

茨城県西部医療機構の中期計画を変更するためには、筑西市長の認可を受けることが必要ですが、市長はあらかじめ地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の規定により、評価委員会の意見を聞くこと、地方独立行政法人法の規定により、議会の議決を経ることが必要となります。

中期計画の変更の内容につきましては、別紙といたしまして地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の新旧対照表を添付してございます。

1枚めくっていただきまして、1ページのほうを御覧ください。右側、改正案の全文中ほどにおきまし

て、下線部分の4行目、「新たに予防医療充実に向けた健診センター（仮称。以下「健診センター」という。）を整備し」という文言を追加して修正を行っております。

続きまして、2ページ目をお開きください。2ページ、第2の2の（1）優秀なスタッフの確保における指標でございます。改正案の2025年度におけるスタッフの人数といたしまして、医師を37人、看護師を196人、臨床検査技師を20人、診療放射線技師を15人と修正を行っております。

3ページを御覧ください。3の（3）健康の増進、疾病の予防及び予防医療の活動におきまして、改正案のとおり、健診センターの整備、運用に関する文言を追加してございます。

続きまして、3ページの第4の1、経営基盤の構築における指標、続きます4ページの2の（2）費用の節減における指標、また4ページから7ページに記載してございます第6の1、予算、2、収支計画及び3、資金計画、8ページに行きまして第12の1、施設及び設備に関する計画。その下の2の（2）長期借入金償還債務につきましては、健診センターの整備及び2025年令和7年度からの運用に伴いまして見直しを行いまして、修正を行っております。

最後に、9ページの附則でございます。この中期計画は、地方独立行政法人法の規定に基づき、市長の認可の日から施行することとしてございます。

なお、評価委員会条例の規定によりまず評価委員会の意見を聞くことにつきましては、去る4月20日木曜日に、令和5年度第1回地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会を開催いたしまして、今般の中期計画の変更につきましては認可することが適当であるとの意見を受けておりますことを申し添えいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ご説明ありがとうございます。こちら先日の議案質疑の中で、医師数が診療科別にご報告いただいたかと思うのですが、医師数、現在、こちらの目標に定める37名、医師確保されていますよね。目標値が37名と、もう目標が達成されているという状況ですが、これは目標値は直さないで、目標値上げる必要がないのかということが1点と、あと、こちら評価委員会を開催し、委員の方々から認可が妥当だというご意見をいただいたそうですが、その委員会の中で各委員の皆さんからどのような意見が出たのか、細かな意見がいろいろあったかと思うのですが、そのご意見などありましたら伺いたいと思います。

3点目が、健診センターの整備ということで、実際、健診センターが始まると、どのぐらいの収益、だんだん人数を上げていくご予定ですが、健診センターだけの収益というのですか、それはどのぐらいの推移で上がっていくのか分かればお願いしたいと思います。

以上3点お願いします。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答え申し上げます。

まず、医師数の人数につきましてでございますが、小倉委員おっしゃいますように、現在、茨城県西部医療機構のほうでは37人の先生が勤務してございます。しかしながら、37人の常勤の先生なのですけれども、やはり中には研修医ですとか専攻医という先生もいらっしゃいまして、年度の途中で交代になったり、

派遣元に戻ったり、もしくは産前産後休業であったり、育児休業であったり、そういったことを要因として常日頃医師数というのは固まったものではなくて、動いているという状況があります。そういった戻ってしまう先生ですとか、休暇に入ってしまう先生のことを考えますと、現状でもあと二、三人いてもいいかなというぐらいでございますので、計画上は37人となっておりますけれども、医師確保につきましては引き続き理事長、院長、関係大学のほうに行っていただいて、確保の努力のほうはしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

続きまして、2点目の質疑、健診センターの収支についてで……

（「評価委員会」と呼ぶ者あり）

○地域医療推進課長（長塚哲也君） （続）失礼いたしました。評価委員会で出た質問ということで幾つかありましたので、お伝えしたいと思います。

1つに、健診センターをオープンするに当たって、検査のオプションはどういったものがありますかという質問がありまして、オプションの検査につきましてMRIの脳ドック、婦人科のマンモグラフィー、あとは各種検診、血管造影の検査など、あとは招聘する先生によりまして様々できるオプションを考えていくということで伺ってございます。

そのほかには、やはり健診センターですので、受診される受診者の方、確保できるのかというご質問もいただきました。その点につきましては、検診者数の受診者の見込みといたしまして、茨城県西部メディカルセンターのほうで厚生労働省が公表しているデータ、こちらを活用しまして、筑西市を中心といたしました隣接地域の受診者の潜在人口、こちらのほうを算出し、各健康保健別の受診率、中期の健診施設の立地状況、受診動向を踏まえて確実に確保できる人数として開設当初は36人ほど、5年後の2029年、令和11年度には60人を見込むというふうな計画を立てていただいているところでございます。

続きまして、健診センターの収支計画、こちらのほうになりますけれども、現時点で計画している数値のほうをお伝えしたいと思います。2025年度、令和7年度、運用初年度になりますけれども、こちらにつきましては準損益としまして利益が1,560万円ほど出る見込みとなっております。3年後の2027年、令和9年度につきましては4,385万円ほど、5年目の2029年、令和11年度につきましては6,573万円ほど利益のほうが出るということで、計画のほうをされているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。まず、医師数のほうですが、目標は達成しているが、変動するので、さらなる医師確保を目指すということで、37人以上を目指していくという理解でよろしいですか。

その中で、やはり市民の中では、心臓と脳の先生がもっと充実してほしいという希望がありますが、脳とか心臓の専門のお医者さんに関しては、どの程度の数を確保したいと考えているのかお聞かせいただきたいと思います。その1点だけお願いします。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えいたします。

失礼いたしました。お答えさせていただきます。脳疾患及び心疾患の対応についてということでご質疑でございますが、脳疾患及び心疾患につきましては、現在、茨城県西部メディカルセンターにおいて初期

対応というところで実施をいたしまして、やはり医師ですとか足りない部分もございますので、3次救急の病院と連携して対応しているというところが現状でございます。脳疾患に関しましては、遠隔画像診断治療システム、Joinというものですけれども、そちらを使用いたしまして、筑波大学附属病院へ画像を送信いたしまして、患者の治療に関する助言や指導をいただいて対応しているところでございます。2022年度につきましては、実績として12例ほどあったと聞いております。

心疾患に関しましては、非常勤の循環器内科の医師により対応しておるところでありまして、必要があれば筑波大学附属病院、自治医科大学附属病院、こちらのほうに紹介して対応しているということでありまして。いずれにしても、脳疾患、心疾患ともにやはり数人の医師では対応できず、チームで対応するということがありますし、設備の問題もありますので、なかなか茨城県西部メディカルセンターで完結するというのは難しい状況かなと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、現在、脳外科の専門の先生と心疾患の専門の先生というのは何人いらっしゃって、今後の目標、どのぐらいまで増やしたいか、目標があれば目標値を教えていただければと思います。

健診センターに関しては、計画では利益が出る計画になっているようなので、しっかりとした利益が確保できるように受診者数などを確保、近隣の会社関係などにもお声かけなどして、しっかり確保できるようにお願いしたいと思います。

お医者さんの数だけお願いします。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えいたします。

脳外科、心臓外科の先生の数につきましてお伝えいたします。常勤医のほうで脳外科、心臓外科の先生は、現在おりません。非常勤の先生で心臓血管外科の先生がお一人、脳外科の先生がお二人となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） そのほか。

（「目標値」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） すみません、目標値。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 失礼いたしました。目標でございますが、申し訳ございません。その部分につきましては、ちょっと茨城県西部医療機構側に確認してみないと、数字のほうは現在把握してございません。

○委員長（中座敏和君） そのほかいらっしゃいますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この変更なのですが、スタッフの増員というのもあるのですが、これは新たに健診センターを整備することよっての増員なのか。普通は、当初に計画してある変更前の数字で、この健診センターができない場合は、これ増員しなくてもいいのか、このために増員したのか、関係なく増員したのか。大分スタッフあれですよ。医師が1人、看護師5人、臨床検査技師3人、診療放射線技師1人

という増員ですね。取りあえず、その件について。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えいたします。

スタッフの増員につきまして、医師1名、当初の計画から増員となっております。この医師につきましては、健診センター、専属でやっていただくという先生ではございませんでして、もちろん健診センターのほうも勤務はしていただく。消化器内科の先生を招聘する予定だというふうに伺っております。ですので、医師につきましては、健診センターのためだけというわけではございません。健診センターも含めて、通常の入院、外来、こちらのほうの診察全般にお願いしたいというところを伺っております。そのほか看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、こちらにつきましては健診センターの増設に伴う人員の増ということで伺っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そうすると、健診センター、スタッフは何名でやるのですか。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えします。

健診センターのスタッフにつきましては、運用開始時である令和7年度におきましては、医師5名、看護師5名、医療技術職5名、事務職6名、合計21名でスタートし、その後、暫時増やしていきまして、5年目の令和11年度におきましては医師7名、看護師8名、医療技術職8名、事務職9名の合計32名の体制を構築すると伺っております。

その雇用形態につきましては、常勤、非常勤、あとは健診センターの専従、茨城県西部メディカルセンターの兼務等によりまして、ローテーションによりシフトを組むことによりまして、より効果的な運用を行っていくということで伺っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そうすると、これは兼務ですね。専属というのではなくて、兼務と、病院のほうと。

（「はい、兼務と伺っております」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）21名、32名ということですね。

もう1つ、収益の確保と費用の節減でありますけれども、4ページですか、これ人件費対医業収益比率、これはマイナス0.3%なのですよ。何か悪くなってしまうね、これ。その意味合いは、なぜマイナスになるのか、その点を伺います。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 失礼いたしました。まず、最初の兼務かどうかというご質問ですが、兼務するというところで伺っております。そのうち事務職につきましては、専属で充てる職員も増やしていくというふうにはお伺いしております。ですので、医師、看護師、医療技術職、こちらの方々につきましては、兼務するような体制で進めていただくとお思います。

続きまして、4ページの人件費対医業収益比率につきまして、マイナス0.3%悪くなってしまったのでは

ということでご質疑でございますけれども、こちらの人件費対医業収益比率につきましては、茨城県西部医療機構におきます医業収益の中で職員給与費などに人件費が占める割合を示すものとなっております。返して言いますと、当初の計画では67%でしたけれども、2025年度の改正案のほうでは66.7%、人件費に係る部分は多少減っているということで、改善しているというふうな見方で見ていただけると幸いです。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） そのほか。

○委員（大嶋 茂君） この……

○委員長（中座敏和君） いや、大嶋委員、3回までと申合せとなっております。

○委員（大嶋 茂君） それでは、これで終わり。

○委員長（中座敏和君） 終わりです。すみません。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） スタッフの数のことでお聞きしますが、オープン時の必要人数と、それから安定した場合の5年後のスタッフの数なのですか、この中期計画にあるほうだと、何か数が少な過ぎないかなと。例えば医師が36人から37人で、プラス1人ということで、先ほど小倉委員の質疑に対しての答えで、もう二、三人は欲しいと言っている話ですが、オープン時でも健診センターに関わる医師は5名ということで、さらに7名にしていくという計画ですから、幾らローテーションで回しても、健診センターに勤務するドクターは5名は必要だということですから、そうするとほかの診療科からも集まってもらわなくてはならないわけで、足りなくなるのではないかなということで、ちょっと37という数字が少なくないかという点をお尋ねいたします。

もう1つは、確認したいのは、看護師はオープン時は5名で、だんだん8名にしていくとあって、これは健診センターをつくるから、それに充てる人数だと、この中期計画の増員分は充てるのだということで、こっちのほうは分かるのです。医師のほうは、それに比較して、幾らローテーションをやっても少ないかなとちょっと疑問に思ったので、その点をお願いいたします。

それから、3ページで経常収支比率が100.1%で、100%を超えるということで、非常に望ましい黒字ということになるわけで、かすかに経常の部分だけですけれども。ということで、これはすごいことだなというふうに思うのですけれども、とにかく100を超えるということは。それで、人件費の先ほど大嶋委員が質疑した部分でも改善ができるということで、これは2025年度の数字で、純利益はもっと増えていくわけですよ、年々と計画では。ということだからこの人件費の比率ではもっともっと改善できるということになるわけで、とつても俗に言うもうかるのだなというふうに思うわけです。それで、もうかるのだったら、もっともっとスタッフに力を入れてもいいのではないかなというのが、逆にみるとそういうふうに思うので、医師確保というのは簡単ではないけれども、何かもう一段ギアを上げる必要があるのではないかなというふうに思って、この数字を見ました。

それと、分からないのが5ページの一番下のところで、人件費の見積りというのがありますが、この説明の中では、この額は法人の役職員に係る報酬基本何とかかんとかというふうになっていて、この数字は改正によって3,700万円増えているのです。だから人件費分が増えていると見ていいのかなと思うのですが、この2025年度までの間に3,700万円足りるのかなと、人件費分が。医師をもっと増やすとか、看護師を増

やしていかななくてはならないしと。ちょっとざっと計算しただけでも3,700万円におさまらないような感じがするのです。これはどう見たらいいのかなというところをお願いします。

もう1つ、2つですが、財政的などころから聞きますけれども、これ確認ですが、今回、市が借金をして、それで健診センターを建てて、茨城県西部医療機構が市のほうに返済をしていくということによろしいですか。そこを確認したいと思います。だから特別会計のほうにこのお金が回っていくという形でいいのかなというふうに思いますので、その点をお願いいたします。

そして、ちょっといろいろで申し訳ありません。今度、健診センターのお客さんの確保といいますか、受診者の確保なのですけれども、先ほどデータからという話で見積りを出したということなのですが、実際のところはどうなのだろうか。例えば受診率が低い保健団体というところで、低いからどんどん受診者が増えるのかという、何か簡単にそうはいかないような気もするのですね、相当力入れて呼びかけないと。だからそういうデータ上の計算だとは思いますが、具体的にどういうふうにして呼びかけて増やしていくかというのが、これからの仕事だというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

最後、これで終わりです。いろいろすみませんが。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） まず1点目、スタッフの医師数につきましてお答え申し上げます。

三浦委員おっしゃるように、確かに37名で健診センターの医師数回していくのは少ないのではないかとご意見いただきましたけれども、常勤の数が37名ということでございまして、非常勤の先生方もそちらの健診センターに当たっていただくような増員を考えているというふうに伺っておりますので、その部分では常勤ではないのですけれども、非常勤の先生に対応していただくようにやっていただければと考えているところでございます。

人件費の見積りについて、5ページのところで3,700万円ほどで少ないのではないかとということでお話があったのですけれども、やはりその部分につきましても常勤だけではなくて、非常勤の医師、こちらのほうに対応していただくところで、費用のほうは抑えていくというふうに伺っております。

続きまして、市が起債を借りて、それを茨城県西部医療機構側に、これは法的な意味合いで地方独立行政法人として長期の借入れができないので設立団体である筑西市が茨城県西部医療機構に代わりまして借金をして、また返してもらうときには、逆に機構のほうから市に戻してもらって、市が戻すというふうな流れになります。

受診率の件でございますけれども、こちらにつきましては受診率を高めるというよりは、今、筑西市内、この地域から外に出ていってしまっている受診者、例えばですけれども、筑波大学附属病院のほうですとか、栃木県の自治医科大学附属病院のほう、もしくは都内のほうに人間ドックなどで人口が流れているというふうにも聞いております。そういった方々をこの地域で完結できるようにということで、この部分に戻すというふうに伺っております。

あと、受診者につきましては、茨城県西部メディカルセンターのほうで今動いてくださっているのですけれども、各大きな企業さん、日立化成グループですとか広沢グループ、そちらのほうにもう既に営業のほうはかけておまして、そういった中で、その職員さんが茨城県西部メディカルセンターのほうに受診していただくようにということで営業活動はしていると報告は伺っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 讓君） 医師の数ですけれども、非常勤で充てるという部分もあってのこの数字だということなのですが、逆に言うと非常勤というのは割高なのです。だから人件費が逆にかかってしまうのではないかなと。ただ、ほかの診療科とのやりくりで、午前だとか、1日だとかという、こま数でしたっけ、そういう契約の中でやってもらえれば節約といいますか、やりくりだということにはなると思うのですが、ちょっとその辺を確認します。本当にそういうことができるのかどうかです。

それから、受診者を増やすという取組が、結局うまくいくかどうか、今後スタッフを増やせるかどうかということにもなっていくわけです。利益が上がれば、もっとスタッフ増やそうということになってくると思うのですが、その受診率を増やすのに、大事なデータだと思うのですが、今、市外で受診している人の率なり人数というものが分かりましたらお願いします。

以上。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答え申し上げます。

まず、非常勤ではというお話、割高ではないかというお話ありましたけれども、今現在、令和5年5月1日現在で、実は健診センター、病院の中ですけれども、健診の事業をやっております、非常勤の先生3名ほど来ていただいております。ですので、この部分で健診センターの非常勤の先生、もうちょっと増やしていった対応していただくというふうな考えでいると聞いてございます。

あと、非常勤の先生につきましては、常勤の先生などはボーナスなども絡みましたり、あとは共済組合の掛金なんかも市のほうが負担している状況ですので、そういったもろもろを考えますと、常勤の先生よりは非常勤の先生のほうがというふうなのは考えられるかと思えます。

（「受診者」と呼ぶ者あり）

○地域医療推進課長（長塚哲也君） （続）最後のご質疑で、市外に行かれています健康診断、人間ドックの受診者のデータでございますが、申し訳ございません。ちょっと手元にありません。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 讓君） そうですか。では、後でお願いします。

では、以上です。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） では、今のお答えの中で、現在、健診の事業をやっているということで、今現在の健診の状況を教えていただきたいのですけれども、今3名非常勤のお医者さんがやっています。それで1日何人健診できて、売上げが幾らあるのか、経費がどのぐらいかかっているのかというのをちょっとお伺いさせていただきたいです。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答え申し上げます。

現在、健診事業、茨城県西部メディカルセンターで行っておりますが、1日当たり最大で13名ほどというふうには伺っております。経費等につきましては、申し訳ございません。今、手元にデータがございます。すみません。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。

では続きまして、先ほど三浦委員からご質疑があった筑西市の外に行ってしまう人、これどのような理由で外に行っていると思います。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答え申し上げます。

やはりそうですね。人数的に受け入れられるキャパが茨城県西部メディカルセンターについては少ない。ほかの医療機関も予約でいっぱいになっているところがありまして、この地域外、つくば市方面ですとか栃木県の自治医科大学附属病院のほうに流れているかなと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） すみません。断られたということが出てきましたので、実際に、では今何人、1日13人ですね。どのくらい断っているのか、断っている件数とか把握していただけますらよろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 申し訳ございません。断っている受診者の人数については、把握してございません。申し訳ございません。

○委員長（中座敏和君） 日高委員。

○委員（日高久江君） すみません。私も外に流れている部分なのですが、これ先ほど受診率を上げる目的ではないというふうに言われたのですが、外に行っている人とか会社を対象にという形でおっしゃられたのですが、本来は受診率を上げるということにやっぱり重点を置くべきなのではないかなというふうに思うのですが、その点どうなのかということと、それから最終的に1日60人を目標にするということで、この60人という数字は、目標と、それから近隣の必要とされる方との比率とか、あと近隣の中核病院の受診率、受診人数ですか、そういったところとの比較というのは、どのような感じになっているのかお聞きしたいです。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） まず、1点目でございます。すみません。ちょっと私の言葉が足りなくて大変申し訳なかったのですが、委員おっしゃるように受診率を上げていく、これは大前提でございまして、そこの部分は、市もそうですけれども、茨城県西部メディカルセンター側としても受診率を上げる努力はしてまいりたいなと思っております。

なお、その受診率につきましては、国保加入者につきましては、数字が令和3年度で対象者のうち31.1%ということがありましたので、そちらについては上げていきたいと考えてございます。

（「受診者までは分からない」と呼ぶ者あり）

○地域医療推進課長（長塚哲也君） （続）あと、近隣の必要となる人数ですとか比較については、すみません。データのほうを持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○委員長（中座敏和君） 日高委員。

○委員（日高久江君） すみません。ちょっと初歩的な質疑になるかと思うのですが、今、各地域で健診を行っていると思うのですが、その健診については、今までどおり、要するに何とか保健センター

とか、健康センターとかでやっている部分は、そのまま継続という形になりますか。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答え申し上げます。

健診センターの受診者数の見込みにつきましては、現在、市の事業として行っております集団健診、こちらの受診者は含まれてございません。市の集団健診につきましては、住民の健康を守ることを目的とし、各保健センターなどを会場として受診していただくものでございますので、今回の健診センターを整備したことで集団健診等がなくなるといったような心配はございません。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

議案第48号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決をいたします。

議案第48号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第54号「筑西市デイサービスセンター条例の廃止について」審査を願います。

高齢福祉課から説明を願います。

野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） 高齢福祉課、野村です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第54号「筑西市デイサービスセンター条例の廃止について」ご説明いたします。初めに、条例廃止の理由でございます。明野デイサービスセンターやすらぎは、介護サービス事業特別会計として指定管理者制度により運営しております。開設当時は、明野地区に民間のデイサービス事業所がなく、介護基盤整備充実のため、行政が先導してデイサービスを整備したものです。現在、市内には、多くの民間事業者が同様のサービスを提供しており、公の施設を活用したデイサービスの運営というものは、公共の役割を終えたと考えております。また、開設後、20年以上が経過し、今後、事業を継続した場合には、設備の老朽化による大規模修繕等も見込まれることから、指定管理機関が終了する今年度をもって事業を廃止することとし、本条例を廃止するものでございます。

次に、附則といたしまして、施行期日及び関係条例の一部を改正するものでございます。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項、筑西市特別会計条例第1条中第5号「筑西市介護サービス事業特別会計介護サービス事業」を削り、第6号を第5号に改めるものでございます。

なお、筑西市特別会計条例の一部改正に伴いまして、第3項、前項の規定による改正前の筑西市特別会

計条例の規定による筑西市介護サービス事業特別会計に係る令和5年度以前の年度分の収入支出及び決算については、なお従前の例によるものといたします。

次に、第4項、筑西市税条例第142条第3号中、筑西市デイサービスセンター条例に関する文言を削除するものでございます。

次に、第5項、筑西市あけの元気館等複合施設条例、目次中の「第4章 筑西市明野デイサービスセンターやすらぎ」を「第4章 削除」に改めます。

次に、第2条第2項第3号に規定する「筑西市明野デイサービスセンターやすらぎ」を削り、第3条第2項中の筑西市明野デイサービスセンターやすらぎに関する文言を削除いたします。

次に、第4章、筑西市明野デイサービスセンターやすらぎについては全て削除することから、第16条も削除となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今、明野デイサービスセンターやすらぎを利用している人のことなのですが、何がよくてここを利用するのかという意味の質疑なのですが、公共の役割は終えたということになると、ほかの施設に利用者がだんだんに黙っていても移行するというような傾向があるかと思うのですが、それでも現在利用しているというところに何かメリットといったようなことがあってのことなのかというところをまず1つお願いしたいと思います。

それから、老朽化もあって、いろいろ例えば修繕が必要になってくるといったもので、経費がかかるという説明ですけれども、前にもらった資料で空調の不調があるということで、建物、デイサービスの場所だけではなくて、全体の空調ですから、それを修繕する必要があるというような説明だったかなと思うのですが、そういう予定があるのかどうかということ。あと、ほかにどんな経費がかかるかということをお願いします。

○委員長（中座敏和君） 野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） 明野デイサービスセンターやすらぎの利用者についてでございますけれども、もともと前の指定管理を始めたときにプールの利用という部分、プールを利用した健康につなげていくという介護サービスをという話がありまして、ちょっとそれをPRして事業のほうを進めてきたわけですけれども、現在、介護、コロナの件もありますけれども、ちょっとそれに該当する利用者のほうがいない、いなくなってしまったというのがあって、元はといえばプールというところが、やはり売りというか、メリットだったかと思うのですが、現在、その事業が停止しているところと、あと介護度の関係でどんどん利用者の介護度が上がったことで、プールの利用というのができなくなった方も多くなったというふうに考えております。

老朽化についての部分なのですが、現在見込まれる部分としましては、空調設備に関しましては、さっきちょっと追加の資料でも出させていただいたのですが、やっぱり集中の全館の空調設備ということになりますので、明野デイサービスセンターやすらぎ単体ではなく、あけの元気館全体での空調設備の修理ということになります。昨年度も292万2,000円の空調の設備の修繕を行っているところで、ちょっと今年度はまだ未定なのですが、やはり20年くらいたっているところですので、いろいろ設備に

ついてはかなり老朽化しており、空調なんかも昨年、令和3年度、令和4年度には一応空調の設備が入っております。

あとは、温泉の配管なども令和3年度のほうで、あけの元気館全体ですけれども、ポンプのほうで修繕が入ったりしておりますして、明野デイサービスセンターやすらぎのほうで温泉設備のほうから開館をしておりますが、やはり配管のほうも普通の水道水と違って老朽化が早いと聞いておりますので、もし今後、継続した場合は、やっぱり配管のほうの修繕なんかも入ってくるのかなと考えてございます。

あと、やはり今、送迎車両も現在リフトの部分が故障していたり、ちょっとかなり古い車を使っております。開設当初から使っている車を使っていたりしますので、こちらも今後、新しい車が必要であるというふうには考えております。

あと、追加資料のほうでも載せておりますが、機械浴の浴槽は、やはりちょっと機械壊れておりまして、こちらも数年来壊れているのですが、今現在、重度な方がいらっしゃらないので、修理はしていない状況で、今後また継続した場合には、その修理も考えていかなければいけないかなとは考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） コロナでプールの活用のほうが停止しているということですのでけれども、コロナ5類になって、今の利用者がプールを活用するという方向なのでしょうか。希望があれば、そういうふうになってくるかなと思うのですが、希望がないのかどうかというのが1つです。

それから、説明で介護度が、年がどんどんいって介護度が上がってきているということで、利用が減っているという話ですけれども、そうすると利用者というのは入れ替わりがそんなになくて、固定客みたいなもので、利用者が今減ってきているというふうに理解していいのでしょうか。そうすると、今、どのくらいの人数を利用しているかと、前はどのくらいだったかということです。それをお願いします。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） 一応コロナによりプールのほうが停止をしたところなのですけれども、令和3年度からプールのほうは利用されていないのですけれども、事業所のほうの話では、プールの利用者のほうよりも、健康体操みたいなほうに切り替えて自主事業のほうを行っているということでした。介護度が上がっているということも説明先ほどさせていただいたのですけれども、一応今年度、令和5年度4月の初めには54名の方の登録、契約になってございまして、毎年大体20名前後が契約を終了している状況で、あと新規の方が20名前後入ってくる、同じような同数で、昨年度もたしか最後、契約者のほうは50名前後ずっと推移しているような状況でございます。やめていく方が、契約が切れる方が20名前後、入ってくる方が20名前後という形では推移している形でございます。なので、固定でいるというよりは、だんだん通所ができなくなった方が、だんだん別の施設に移行しているような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） もういいです。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。そのほか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 1つは、確認。というのは、このデイサービスセンター条例を廃止することによって、ほかの特別会計条例、税条例、あけの元気館複合施設条例の改正があったわけなのですが、ともかくこれはデイサービスセンター条例を廃止するための条例ですね。そうすると、ほかの条例も、その影響によって改正するという条例でございますね。

もう1つ、これまでこの施設を利用していた方々は、今度、どういった施設を利用するのか。当然ケアプランでやっているのでしょうけれども、そうするとばらばらに、それぞれがケアマネジャーさんの采配によって、ほかの施設に移るわけですね。そういったことでよろしいのですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）それはもう目鼻がついているわけですか。やっぱりそこが一番、利用者がどこへ行くかというのが一番大事なことで、そこら辺をお伺いします。

2つ、この条例が何で改正したか、今までこの施設を利用していた方は、では当然、私はこの条例、施設廃止というのは賛成なのです。というのは、民間でやるのが介護保険は筋で、今までが明野でやっていたと、社会福祉協議会でやっていたと、そういう流れの中でやってきたと思うのです。時代とともに、これは民間に移るのが。そうでないと、この制度を利用する利用者が不公平が出てきてしまうのだ。そういったことで、2点お尋ねします。

○委員長（中座敏和君） 野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） お答えいたします。

ほかの条例の変更につきましては、明野デイサービスセンターやすらぎの条例が廃止されたことによって、附随して変更されるものがございます。利用者の方につきましては、今回議決いただきましてから説明をしまっているわけですが、やはりケアマネジャーさんとは連携しながら、ご本人の希望に合った施設にできる限り丁寧に対応していきたいとは考えております。

以上でございます。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。結構です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ご説明ありがとうございます。まず、この明野デイサービスセンターやすらぎのために特別会計があったかと思うのですが、その特別会計は閉鎖するののかということが1点と、こちら先ほど明野デイサービスセンターやすらぎのほう20年が経過して老朽化が進んでいて、大規模改修が今後必要になるということで、今後、継続した場合の大規模改修のおおよその工事費の見込み、どのくらいを見込んであるのかということ、明野デイサービスセンターやすらぎは、この後、デイサービスを閉鎖した後、複合化を予定しているようですが、複合化するのにも老朽化して大規模改修が必要な施設ということで、複合化に伴う工事費もかなりかかるのかなと。空調なども先ほどありましたが、そういうのもかかると思うのですが、複合化した場合の工事費の総額幾らぐらいになるのか。複合化に当たって、閉鎖する施設なんかもあるかと思うのですが、その閉鎖する施設の維持管理費などと比べて複合化が本当に見合っているのか、維持管理費がおおよそ幾らぐらいになるのかという見込みなど分かればご説明をお願いします。

以上2点です。

○委員長（中座敏和君） 野村高齢福祉課長。

○高齡福祉課長（野村 武君） それでは、小倉委員の質疑にお答えいたします。

この特別会計、介護サービス事業のほうは、明野デイサービスセンターやすらぎが残っていた関係であった会計でございますので、明野デイサービスセンターやすらぎの閉鎖に伴いなくなる会計となっております。

あと、20年たちまして大規模改修ということで上げさせていただいているところなのですが、今のところ正式な見積り等を取っているわけではないのですけれども、やはり空調設備と温泉関係の配管の設備等の修理がかかるのではないかとということで、ちょっとこの辺の金額のほうはごめんなさい、今ないので、先ほど言いました送迎車のほうが、やはりリフトつきとなりますと400万円から450万円程度で、車が2台今使っておりますので、そちら2台分。あと機械浴のほうをもし修理する場合は、やはり浴槽が大体800万円前後からなのかな、ありまして、ほかにストレッチャーなど、あと工事費なんかも入りますと1,000万円を超える程度の料金がかかる、価格がかかるのかなと考えてございます。

あと、複合化の施設に関しましては、ちょっとまだ明野いきがいセンターのほうの施設のほうを空いたところという話は全員協議会のほうでもお話ししたかと思うのですけれども、その金額的な工事費等のデータはまだそろえておりませんので、ちょっとお答えができません。申し訳ありません。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 大規模改修が必要で、結構お金のかかる施設に、また複合化するとすると、老朽化も進んでいるのに、本当にまだ工事費の見積りを取っていないということですが、何と言えはいいのかな、その計画は見積りとかある程度金額があって進めるべきなのかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○委員長（中座敏和君） 野村高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（野村 武君） 今現在、建物自体は、まだ20年なので健在な建物だと思うのですけれども、施設の設備自体がやはり老朽化ということですので、例えば今現在のデイサービスを続けた場合でも改修費がかかると思いますし、明野いきがいセンターからの機能の移行という形になったとしても、やはり同じようにかかる。そのときには、また幾らになるかというところとちょっとあれなのですけれども、かかってくると思います。

まずは、あけの元気館のほうを廃止して、それ以降どうするかという話は、今計画の段階では、全員協議会のほうでお話ししたとおり、今の意識としては、明野いきがいセンターの部分元気館のほうにというふうにプランとしては持っているのですけれども、今後それをまた詰めていくような形になりますので、まだちょっとその工期、工事費等は、まだちょっとこれからという形になります。申し訳ありません。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

○委員（小倉ひと美君） はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） そのほかないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

議案第54号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決をいたします。

議案第54号「筑西市デイサービスセンター条例の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

それでは、ここで休憩といたします。

休 憩 午前11時 3分

---

再 開 午前11時15分

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

また、委員の皆様をお願いを申し上げます。質疑につきましては、できるだけ完結に質疑をしていただきますようお願いいたします。

それでは、次に、議案第55号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」審査を願います。

社会福祉課から説明を願います。

神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課、神奈川です。どうぞよろしく願います。それは、着座にて説明させていただきます。

議案第55号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。初めに、この条例改正の理由でございます。生活保護法の規定に準じて、生活に困窮する外国人に係る事務の執行に当たり、個人番号の独自利用及び個人番号を含む個人情報の庁内連携を可能にすること及び個人情報の情報連携につきまして、生活保護に関して法律に定められていない独自利用を行うため、本条例の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、1ページ、下の表から2ページにかけて、本条例の別表第1、別表第2への事項の追加でございます。別表第1、別表第2は、本条例第4条で個人番号の利用範囲を定めるものでございます。

まず、別表第1への事項の追加でございます。左欄に規定する市長部局、右欄に規定します個人番号の独自利用を実施する事務としまして、生活に困窮する外国人に生活保護法に準じて行う外国人生活保護関係事務に関して規定するものでございます。

次に、1ページ下から2ページでございます。まず、別表第2第1項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）」を「生活保護法」に改めるものでございます。

次に、別表第2でございますが、2ページを御覧ください。左欄に、実施機関、中欄に処理を行う事務、右欄に実施機関が保有する個人番号を含む個人情報を定めるものでございます。

左欄、市長部局、中欄、生活保護に関して法律で定められていない事務、また別表第1に追加しました

外国人生活保護関係事務に関して、個人番号の情報連携の筑西市独自利用を実施するに当たり、右欄、利用する課税情報、身体障害者手帳に関する情報など3項につきましては3つ、4項につきましては9つの個人番号を含む特定個人情報を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 確認です。これは外国人に対する生活保護法を当てはめるということでよろしいのですね。

○委員長（中座敏和君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 今のお話のとおり、外国人を生活保護法には規定されてございませんので、改めて規定するものでございます。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

議案第55号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第56号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

社会福祉課から説明を願います。

神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課の神奈川です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第56号のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄、生活困窮者自立支援事業費補助金59万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは今年10月に行われます生活保護基準改定に伴い、現在使用しております生活保護システムの改修を行うものでございます。事業内容につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節2生活保護費補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金520万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは国の補助金を活用し、生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンラインの資格確認の導入を行うものでございます。事業の内容については、歳出にてご説明させていただきます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄、生活保護システム改修事業953万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、歳入にてご説明いたしました国の生活困窮者自立支援事業費補助金を活用いたしまして、今年度10月に行われます生活保護の基準改定に伴う現在使用している生活保護システムの改修を行うものでございます。

また、このほか、同じく歳入でご説明いたしました国の社会保障・番号制度システム整備費等補助金を活用いたしまして、生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入いたしまして、確実な資格の確認、本人確認の実現と医療券の発行、ソフトの事務の省力化を図るために、現在使用している生活保護システム及びレセプトシステム等の改修、ネットワーク構築などを行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最後の説明のところで、システム改修によって何ができるようになるかといった説明、もう一度ゆっくりお願いします。

○委員長（中座敏和君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 生活保護のシステム改修についてでございますが、現在ある生活保護システム、ここのほうに医療扶助のオンラインというものが入るような形でございますが、今まで生活保護者につきましては市のほうに申請をして、医療券を医療機関のほうに持っていただくと、そういった形での受診をされておったところでございますが、そちらにつきましては今後、マイナンバー制度導入によって生活保護システム等を改修することによりまして、医療機関へマイナンバーを提出することによって受診ができる、そういったものに対応するための生活保護システム、またレセプトシステムの改修となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） 高齢福祉課、野村です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させ

ていただきます。

高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。まず、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄79、地域医療介護総合確保基金事業補助金4,219万円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

次に、10ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、説明欄、老人福祉施設整備事業4,219万円の増額をお願いするものでございます。これは医療法人威恵会三岳荘小松崎病院様が整備する介護医療院への転換整備及び開設準備補助金でございます。

なお、財源は歳入で計上いたしました地域医療介護総合確保基金事業補助金4,219万円の全額県補助金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ご説明ありがとうございます。介護医療院へということで、ちょっと介護医療院の説明をお願いしたいのと、あとこちらの事業なのですが、小松崎病院のほうでこの事業を行うに当たって事業費、自分たち独自の事業費というのがあるのか、それとも事業費に対して全て補助金なのか、その点についてご説明をお願いします。

もう1点、この補助金に対して複数の病院とかが手を挙げて選ばれたのか、それともこの病院だけだったのか、お願いたします。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） それでは、小倉委員の質疑にお答えいたします。

介護医療院ですけれども、こちらは長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者に日常的な医学管理やみとりやターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を提供できる施設ということでございます。こちらは介護療養型医療施設というのが平成29年度末で廃止ということが決まっております、全面廃止までの猶予期間が6年間ございまして、本年度が最終年度ということで小松崎病院さんのほうで切替えを今年度末で行うという形のことでございます。

こちらの事業費でございますけれども、ほぼ県の補助金のほうで賄っているのですが、自己資金のほうで1,442万4,415円は自己資金としてございまして、先ほどの補助金と合わせますと5,661万4,415円という事業となっております。こちらの補助金でございますけれども、要は介護療養型医療施設を転換するというところでございますので、こちらの事業を行っていた事業所さんが、今、小松崎病院さんだけだったので、こちらだけということになります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この予算書を見ますと、地域密着型と2つあるよね、老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設と。これは別な施設、これも全部三岳荘さんなのですか。

○委員長（中座敏和君） 野村高齢福祉課長。

○高齡福祉課長（野村 武君） 申し訳ありません。こちらどちらも小松崎病院さんの補助金になるのですけれども、片方が開設準備金、準備ということで1,095万円で、もう1つのほうが施設の整備推進事業補助金として、こちらが3,124万円という形で、どちらも小松崎病院さんに関するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ということは、これは同じ施設の予算ですね。1つは開設準備金、大分かかりますね、開設準備金。分かりました。内容については結構です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 三岳荘のほかに、市内にそういう同じような施設、医療と介護の施設が移行するという事例は今まで聞いたこと、予算に出てこなかったような気がするのですが、その辺ちょっと確認したいと思います。

○委員長（中座敏和君） 野村高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（野村 武君） 三浦委員の質疑にお答えいたします。

こちらは介護療養型医療施設というところを転換、そちらを廃止して、介護医療院ということで、介護の部分をちょっと強めようということで始まった制度なのですけれども、今まで介護療養型医療施設というのが小松崎病院さんでやっていたらただけだったので、その予算が今なかったということでございます。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で保健福祉部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第49号「工事請負契約の締結について」審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 私のほうから説明させていただきます。どうぞよろしく願います。着座にて失礼いたします。

議案第49号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。令和5年4月21日付条件付き一般競争入札（電子入札）に付した明野五葉学園内放課後児童クラブ整備工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、明野五葉学園内放課後児童クラブ整備工事でございます。

2、契約金額は、金4億260万円。

3、契約の相手方は、小葉・丸萬特定建設工事共同企業体でございます。

代表構成員といたしまして、筑西市稲野辺45番地、株式会社小葉建設、代表取締役、小薬拓巳。

構成員といたしまして、筑西市花田68番地、株式会社丸萬建設、代表取締役、田寄人視。

令和5年6月7日提出でございます。なお、仮契約につきましては、5月23日に締結しているところでございます。

次のページをお開き願います。参考資料といたしまして、明野五葉学園内放課後児童クラブ整備工事の概要を記載しております。明野五葉学園内放課後児童クラブは、令和6年度開校予定となっている明野五葉学園の整備に合わせ、同校に通う児童の利用に加え、長期休業期間のみ利用を希望する市内全域の児童の利用を想定し、学期中と長期休業期間中の受入れ人数などの変化に柔軟に対応できる多様性を備えた放課後児童クラブを整備するものでございます。

工事場所につきましては、明野五葉学園の敷地の一面となる筑西市倉持1138番地6でございます。工期は、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和6年2月29日まででございます。

施設の概要といたしましては、敷地面積が855平米、構造は鉄骨造、建築面積は400.67平米、延床面積は663.80平米でございます。また、利用定員は190名で、支援単位数は5支援単位でございます。

次のページからは、1階平面図、2階平面図、屋根伏図、立面図でございます。ご確認いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ご説明ありがとうございます。入札に関して質疑大丈夫ですか。

（「はい、大丈夫です、答えられる範囲で」と呼ぶ者あり）

○委員（小倉ひと美君） （続）まず、入札に関して予定価格があるかと思うのですが、入札の設定価格の積算方法と、その妥当性について伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長、大丈夫。

○こども課長（松本芳視君） お答えいたします。

そちらの内容になりますと総務部契約検査課の所管になるかと思えます。申し訳ございません。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、こちら坪単価200万円ぐらいの工事なのかなと思うのですが、他市で整備した放課後児童クラブですが、同じような2階建ての造りのものでプロポーザルの入札でかなり安い金額で工事が行われるようなのです。その点からすると、資材も高騰しているというのもあるかもしれないのですが、例えば使う材料とか内装とかいうものの材料とかによっても価格が変わると思うのですが、この放課後児童クラブですが、筑西市の財政事情に応じた内装のものというか、何というのですか、過度に豪華過ぎないものとか、あともちろん子供たちが使うので安全性とかも重要かと思うので、そういった使っている材料に関してとか内装に関しては、どのような基準で計画を立てたのか伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えいたします。

設計をする段階におきまして、難しい工法とか、あとは貴重な材料などというものは使用していない、至ってシンプルな設計を心がけて設計いたしました。放課後児童クラブ、その物価高騰による単価が上がる

ったということも含めて、茨城県の営繕課が作成した建築工事標準単価表というもの、こちらを基に作成、積算しております。ただ、ただというか、放課後児童クラブは1支援単位ごとの部屋がとても広い構造になっておりますので、柱とかはり、そういったものの強度を高めることとか、あとは利用する児童が大変多い施設でございますので、トイレの数なども含めて多数整備するというような内容でございますので、積算に関しましては適正な価格で、豪華なものを設計しているとは違いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） あと、放課後児童クラブは保護者の送迎などがあると思います。長期休暇のときなども、朝、保護者の方が送ってきたりとか、その送迎車等子供たちの、中学生の部活などもあるので、そういった安全対策というのはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

設計の段階から明野中学校の教員の方と何回も打合せを講じておりまして、子供たちの動線、特に中学校の自転車の通学する生徒の動線と放課後児童クラブの保護者の送迎の動線が交わらないような協議をしてまいりました。基本的には、放課後児童クラブの送迎は東から入っていただく。そうすると、中学生は学校敷地の中を歩いて自転車小屋まで入りますので、放課後児童クラブの送迎に関しては、原則東から送迎のほうをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） すみません。東からというと、学校の正面のところは自転車が入って、北側のちょっと細いところが送迎車となるのかな。その場合、あそこの道結構細いので、送っていく、送った帰りの車が擦れ違うのに結構狭いかと思うのです。その点なんか道路に関しては、拡幅なんかも予定しているのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こども課におきましては、拡幅というところの予定はございませんが、土木課なり土木部なりの所管の方がどのような方針でということでは、1つあるかと思っております。ただ、私も何回も現場行っていますけれども、擦れ違うのに無理な幅ではなく、擦れ違うことが可能な道路の幅だというふうに認識しております。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） これは外構工事も含めて分離発注しないで、全部一括で発注した理由は何でしょう。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

一本で一括発注した理由としての大きなところは、諸経費をそれぞれにかけるのではなく、1つの諸経費として安価に抑えたいという思いがあったからでございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） と同時に、時間も迫っていましたのでということでしょう。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員(仁平正巳君) (続) はい、分かりました。

○委員長(中座敏和君) 大嶋委員。

○委員(大嶋 茂君) 私、この図面がついているのですが、素人なものでこの図面、あと明野五葉学園の前、大体の場所あれしたのですが、場所とこの図面、簡略で結構ですので、ちょっと説明をお願いします。この図面分からない、私らは見ても。

○委員長(中座敏和君) 松本こども課長。

○こども課長(松本芳視君) お答えさせていただきます。

まず、整備する場所につきましては、今の明野中学校の敷地の北西部の角になります。道路を挟んで隣接しているのが明野幼稚園と明野いきがいセンターの西側にあるグラウンドが道路を挟んで隣接しております。敷地の中でございますと、明野中学校の屋内プールのすぐ北側の空き地のところに整備する計画となっております。そして、図面でございますが、1階の平面図についてですけれども、まず1階には支援室が2つ計画しております。そして、事務室を真ん中に配置して、360度の監視ができるように真ん中に事務室を配置しました。そして、静養室を玄関のすぐ目の前に用意して、玄関というふうになります。トイレは、男子トイレ、女子トイレと分けて多数設置する計画です。

階段上がっていただいて2階に行きますと、次のページを御覧いただくと、2階は3つの支援単位を計画しております。北側に廊下がありまして、その廊下の突き当たりには屋外階段を設けてあります。2階にもトイレ、男子トイレ、女子トイレ、物置とあります。さらに、和室で造る多目的室を2階にも設けることで、多様な取組ができるような施設を計画しております。

以上です。

○委員長(中座敏和君) 大丈夫ですか。

○委員(大嶋 茂君) はい、結構です。

○委員長(中座敏和君) 三浦委員。

○委員(三浦 譲君) 受入れのほうですけれども、子供たちの受入れなのですが、市内全域の長期休業期間に受け入れる分も考えているということですから、それで市内全域となるといろいろな放課後児童クラブの団体、機関があつて、そこらとの話合いというか、調整というか、そういうのはやっていて、それで長期夏休みのときには、ほかの児童クラブも受け入れるのに困っていると、そういった事情があつて全域、全域を受け入れるのはここ1か所だけになりますから、それだけの規模にするということなのかどうかと、そういう市内の団体の状況をお願いします。

○委員長(中座敏和君) 松本こども課長。

○こども課長(松本芳視君) お答えさせていただきます。

まず、市内の放課後児童クラブでございますけれども、通年の利用、これは1学期、2学期、3学期、学期中も含めて長期休業期間も合わせて4月から3月まで預けたいという保護者、預かる児童でほぼほぼ定員が埋まっております。そして、夕方だけだったら子供をうちにいさせてもいいと思っている保護者の児童は、夏休みとかになると朝から夕方までおうちに、もしかすると一人でいなくてはいけなくなるので、長時間の子供の一人の時間が増える夏休みなどだけは預けたいという保護者のニーズがございます。その方たちが近くの放課後児童クラブに預けたいと思つても、もういっぱいいっぱい、さらにそれ以上預か

ることができないという状況が多々見受けられておりますので、そういった夏休み期間中だけ預けたくても預ける先がない、そういったお子様を対象として明野の放課後児童クラブで預かりたいというふうに考えております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、夏休み中でない普通の時期の受入れ予想人数と、それから長期休業、夏休みを含めた人数の見積りというのは、どの程度ですか。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

190名という定員を想定した経緯ですけれども、明野地区は今3つの放課後児童クラブが運営、委託しているのですが、その3つとも保育所施設に隣接した放課後児童クラブになっておりまして、小学校の空き教室を利用した放課後児童クラブというものが明野地区には現在ないので、学校に放課後児童クラブがあると利便性というもの、児童の安全が高くなるというようなところもあって、保護者のニーズがどこまで増えるか、どの程度になるかというのが見込みをするのに、関城地区の放課後児童クラブを参考に見積り、見込みました。関城地区は関城東小学校、西小学校とも学校の中で放課後児童クラブを実施しております。そちらのニーズ、全体児童数に対して放課後児童クラブを利用するニーズを明野地区で変えてみるとということで試算したのがおよそ160から170名、そしてこの夏休み期間中だけ利用するという児童の見積りというのがなかなかできなかった部分ではあるのですが、建物の規模なども含めて20名から30名の夏季休業期間とかの長期休業期間中のみ預かる児童というものを想定して、190名というような計画といたしました。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、市内全域をカバーするというのは、この190名では足りないですね。その辺は敷地面積も場所が限られているから、こういった人数になるのか、ちょっとその辺が分からないので、もう一度お願いします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

放課後児童クラブを利用する、特に夏休みとかに利用する場合には、保護者が朝、送迎をして、夕方迎えに来るといった作業が必要になります。したがって、会社、要は勤め先が真逆の保護者の方になりますと、利用が難しい状態にもなってくるかと。そうしますと、また違うところの空き教室、空いている児童クラブを探すというような選択になってくると思います。ですので、市内全域をカバーするといったことは、もちろんどこの児童も受け入れる計画でございますけれども、では実際にその、明野で子供を降ろして仕事に行くという保護者は、全域といっても全員ではないと想定されますので、そういったものも含めまして20から30というような定員と見込んでおります。

○委員長（中座敏和君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第49号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決をいたします。

議案第49号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 引き続き、私から説明させていただきます。着座で失礼いたします。

議案第56号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。4ページをお開き願います。第2表、地方債補正、2、変更でございます。起債の目的、放課後児童クラブ整備事業につきまして、限度額について補正前4億460万円に260万円を増額し、補正後限度額を4億720万円を増額することをお願いするものでございます。これは放課後児童クラブの充実を図るため、1か所の放課後児童クラブを新設するための整備事業に係る市の負担分に対して、起債をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から2段目、款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄12、子ども・子育て支援交付金に400万円の増額をお願いするものでございます。

同じく4段目、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄8、子ども・子育て支援交付金に400万円の増額をお願いするものでございます。いずれも放課後児童クラブを新設するための整備事業に対します国、県それぞれの交付金でございます。なお、負担割合は、国、県とも3分の1ずつとなっております。

ページを返していただきまして、8ページをお開き願います。上から2段目、款22項1市債、目3民生債、節2児童福祉債、説明欄2、放課後児童クラブ整備事業債に260万円の増額をお願いするものでございます。これは放課後児童クラブを新設するための整備事業に係る地方債でございます。

次に、10ページをお開き願います。3、歳出でございます。上から3段目、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、放課後児童クラブ整備事業に1,200万円の増額をお願いするものでございます。これは放課後児童クラブを新設するための整備費に対します補助金でございます。今後とも高まる放課後児童クラブのニーズに対応するため、放課後児童クラブの受皿確保に向けた取組を推進してまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ご説明ありがとうございます。こちら議案質疑の中で質疑があったものなのですが、この放課後児童クラブの新設ということで受入れ対象者と受入れ人数、どのくらいの規模の放課後児童クラブになるのかご説明をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

放課後児童クラブの運営指針には、児童1人当たりおおむね1.65平米以上の面積を必要とするという規定がございます。新たにリフォームなどをする建物の面積から案分いたしまして、実際に30名程度の児童が預かれる放課後児童クラブを計画しております。

あと何でしたっけ。

（「対象者、1年から6年」と呼ぶ者あり）

○こども課長（松本芳視君） （続）すみません。対象者は、1年生から6年生までを対象としております。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら下館小学校学区にということですが、最近、放課後児童クラブの希望者がすごく多くて、なかなか受入れが難しい中、既存の放課後児童クラブに何とか受け入れてもらっている状態ですが、この30名程度の新設で、この下館小学校学区、大体今度令和6年度の申込みが新たに始まりますが、受入れを希望する方全て受入れ可能と考えていますか。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えいたします。

現在ですけれども、令和5年6月1日時点の状況で下館小学校学区におきますと2つの放課後児童クラブが実施されております。下小児童クラブは4クラスございまして、受入れ定員、これは施設側のほうで受け入れられるとやってきた定員が160人に対しまして、現在利用している児童数は159人となっております。さらに、はぐる保育園で行っておりますはぐるっこ児童クラブ、こちらクラス数1つでございますが、そもそも28人を預かるということで報告があったのですけれども、まずこちらの利用希望数が多く、1.65平米を下回る範囲の中で支援員を複数配置していただき、現在35名利用をお願いしているところでございます。下館小学校学区におきまして、令和6年度から30名プラスになることで、全員利用する、希望する方全員の受皿になるかということは、保護者の就労状況がさらに加速されると、またさらに放課後児童クラブの受皿を整備する必要がございますので、保護者の就労の状況及び放課後児童クラブのニーズというものに柔軟に対応しながら、また必要であれば受皿の確保を推進したいと思っております。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら学習支援型というお話でしたが、内容としては宿題や分からないところを見るような形ということで、塾機能というわけではなく、特に学習支援に特化した放課後児童クラブという考えではなく、現在行われている放課後児童クラブと同じなのか、ちょっと内容をご説明をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） ご説明いたします。

放課後児童クラブの実施要綱に学習支援型という累計はございません。しかしながら、放課後児童クラブを受託した事業者さんの裁量にて放課後児童クラブの委託事業とは別の事業として、別の部屋や近接する建物などで学習支援を希望された児童に対して、学習塾などの取組を実施するといった形態、こちらに関しましては相談があれば親身に相談に乗っていきたいというふうに考えております。

○委員長（中座敏和君） そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

[こども部退室]

○委員長(中座敏和君) ここで休憩といたします。

休 憩 午後 0時 5分

---

再 開 午後 0時56分

[教育委員会入室]

○委員長(中座敏和君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算(第2号)」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

学務課から説明を願います。

根本学務課長。

○学務課長(根本 薫君) よろしく願います。教育委員会学務課の根本と申します。着座で失礼いたします。

議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算(第2号)」のうち、教育委員会学務課所管の補正予算についてご説明をいたします。補正予算書の7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金に105万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、教育関係事業への指定寄附といたしまして、市内の関東道路株式会社様から100万円、そして下館ライオンズクラブ様から5万円のご寄附をいただきましたものでございます。寄附金の使途につきましては、歳出にてご説明をさせていただきます。

次に、8ページをお願いいたします。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節16雑入(教育)、説明欄52、児童育成支援拠点事業助成金に5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、民間事業者が開設する子ども第三の居場所事業について、B&G財団が実施する助成事業の採択を受けたことから、財団からの助成金5,000万円を市に歳入するため、増額補正をお願いするものでございます。事業の詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、12ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、説明欄、教育情報セキュリティー対策事業に618万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、今年3月に市内の小学校におきまして児童の個人情報に関して学校ホームページに掲載するという情報セキュリティーの事故が発生しましたことを受けまして、再発防止策の一環として

学校における教育情報セキュリティ対策を強化するため、教職員に対する研修等の委託料として255万2,000円、また教育情報セキュリティに関する計画策定の委託料として363万円、計618万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目4教育相談費、説明欄、児童育成支援拠点事業に5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、この後ご説明をさせていただきます子ども第三の居場所事業を実施しようとする民間事業者が、B&G財団の助成事業の採択を受けたことから、財団からの助成金を市に歳入し、補助金として事業者に交付するために補正をお願いするものでございます。

次に、項2小学校費、目2小学校教育振興費、説明欄、小学校教育振興事業に105万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明をいたしました教育関係事業への指定寄附金を小学校教育振興事業に充当し、小学校図書館の図書を購入に活用させていただくものでございます。

補正予算書の説明は以上でございますが、追加で配付をさせていただきました資料についてご説明をさせていただきたいと思っております。A4の両面刷りの1枚の資料でございます。タイトルが児童育成支援拠点事業（子ども第三の居場所事業）についてという両面の資料でございます。

まず最初に、子ども第三の居場所事業の概要についてでございますが、この事業は家庭環境や経済的理由など様々な事情によって、学校や家で過ごすことが困難な子供たちを対象に、学校でも家でもない第三の居場所として安心安全に過ごすことができる居場所を提供し、学習支援、生活支援、食事の提供、体験機会の提供などを行うことにより、子供たちの生き抜く力を育むというものでございます。

次に、(1)の事業の運営主体でございますが、団体の名称は一般社団法人茨城サドベリースクール、代表者は田中邦東氏でございます。

次に、(2)の開設される予定の施設の概要でございますが、施設の名称はB&G筑西「サードプレイスコンテ」という仮称でございます。場所は西方地内、敷地面積が2,284平方メートル、延べ床面積が165平方メートルの木造平家建てで、建物の中には活動室、相談室、個別ブース、キッチン、トイレ、浴室、事務室などが設置される予定とのことでございます。運営開始は令和6年4月から、運営の日は平日の週5日、朝9時から夜の7時まで、スタッフは常勤職員が2名、非常勤職員が6名の計8名で運営する予定とのことでございます。

次に、(3)のB&G財団の助成事業についてでございますが、助成には大きく分けて2種類ございます。①の施設の開設時の助成と、②の開設後の施設の運営費の助成でございますが、今般の補正予算に計上しておりますのは、①の施設の開設費に係る助成金でございますが、限度額が5,000万円となっております。この助成金は、B&G財団から一旦市に交付され、市から運営主体に補助金として支給するという流れになってございます。なお、開設後につきましては、運営費の助成として月額120万円を限度に、最長3年間、B&G財団からの助成を受けることができます。

続けて、裏面をお願いいたします。(4)の子ども第三の居場所の事業の実施状況でございますが、B&G財団が助成するものと、日本財団の助成するものがございまして、2023年3月末現在でB&G財団の助成による施設が38か所、日本財団の助成による施設が114か所、計152か所に設置されてございます。茨城県内では、B&G財団が助成する事業としては笠間市に続いて2例目、また日本財団の助成も含めると、つくば市の施設に続いて3例目ということでございます。

次に、大きな2番のB&G財団の概要でございますが、同財団は1973年に財団法人ブルーシー・アンド

・グリーンランド財団として設立いたしましたして、2012年には公益財団法人に認定され、今年は創立50周年を機に法人名をB&G財団に変更されております。

活動の内容といたしましては、設立当初から海洋レクリエーションの普及活動などを通じた青少年の健全育成を進められております。また、私たちの身近なところだと、モーターボート競走の収益基金を原資といたしまして、B&G海洋センターというプールや体育館を全国に建設し、地元の自治体に無償で譲渡し、地域住民の健康づくりに貢献されているということでございます。さらに、2018年からは、今般の子ども第三の居場所事業に参画をし、子供たちが安心して過ごせる居場所づくりを全国に進めているということでございます。

資料の最後に、子ども第三の居場所の事業の実施者、またB&G財団、市との関係などを図で示してございますので、御覧いただければと思います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 12ページの教育情報セキュリティー対策事業、大変重要な問題ですけれども、個人情報情報が漏えいしてしまったと。単純ミスでしょうけれども、いわゆる講習を受けて再発防止をするという考え方なのでしょうけれども、これ255万2,000円高くない。これどんなことやるの。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） ただいまの質疑にお答えいたします。

この研修委託料の内容でございますが、まず研修としましては、1日で2班体制で3日間の研修を予定してございます。この研修のための資料作成費用や準備費用なども含んであります。

なお、もう1つ大きな事業といたしまして、研修終了後の効果測定と申しますか、セキュリティー監査というものを併せて委託料の中で行う予定でございます。セキュリティー監査といいますのは、事業者の方に直接学校に行ってください、セキュリティー情報の管理状況などをチェックしていただくというものでございます。今年度、初年度は、9校の実施を予定しておりまして、1校当たり2名で9校に行ってくださいという予算も含んでおります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） もともと情報の漏えいに関することは、今さら講習を受けなかったって分かっていることで、改めてこういう600万円も全体でかけてやる委託料の内容が、私どもには高いのだから安いのか全く想像つかないのです。何の事業でもよく委託料でこういう600万円も払うということは、仕方のない値段なのでしょうけれども、ちょっと悪いのですけれども、ずれますけれども、そういうことよりも、硫化水素の発生で理科の実験で子供たちが被害を受けた、そういうことのセキュリティーの講習をやったほうがいいのではないの。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

理科の実験の講習のほうは、またちょっと私のほうの専門外でございますので、ちょっと申し上げにくいのですけれども、情報セキュリティーにつきましては、やはり教職員を含めた、我々も含めた情報セキ

セキュリティに関する認識の甘さといったところが1つございます。もう1点は、あとは組織的な管理体制の不十分さというところもあるかと思えます。認識の甘さの部分につきまして、研修を繰り返し実施していくと、今後も繰り返して実施していくということで認識を改めていくという点と、もう1つは、もう1点の委託料のセキュリティ計画の委託料のほうで、具体的には情報セキュリティポリシーというルールをつくりまして、市長部局、市の職員と同じような管理体制をつくっていきたいと、その2本立ての予算ということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 現場の先生方は、もう文部科学省のカリキュラムで精いっぱいだと思うのです。今さらこういうのに600万円もかけてやる必要はなくて、絶対に情報の漏えいをしないようにという注意喚起だけでも600万円かける必要はないと思いますけれども。答弁は結構です。

それと、硫化水素の問題は、大きく問題になっていないけれども、全国各地でこれ起きているのです。子供たちの命に関わる問題ですから、救急車まで呼んで運ばれている。これは重く受け止めておいたほうが良いと思います。議案外で申し訳ないのですけれども。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 子ども第三の居場所事業、この茨城サドベリースクールというのは、これはどういう格なのですか。これチェーン店のようですねけれども、これは個人ではないですよ。チェーン店でしょう。どういう位置の施設なのでしょう。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

事業主体の茨城サドベリースクールは、一般社団法人という形式でございまして、3名の理事さんがいらっしゃいます。子ども第三の居場所を立ち上げるために、現実的には起こした法人というふう聞いております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 代表理事というのは、これはどういう立場なのですか。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

代表理事の田中氏でございますけれども、現在40代前半の方なのですが、教職を退職されまして、教職時代に、やはりこういった不登校児童などの問題に携わっておられた関係で、教職員の立場では、ちょっとやはりやれることに限界があるというふうに感じられたそうで、民間の活力を生かしてこういった事業をやりたいということで、この事業に携わられているというふう伺っています。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そうすると、これは全くの独立採算ですね、この施設そのものは。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

今般の資料にもありますように、まず建設費用5,000万円の補助がB&G財団から出ます。運営費用についても3年間は月額120万円の補助が出ます。その中で運営をしていくということですが、仮に120万円以上の運営費がかかるところについては、事業者さんの営業努力ということになります。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 先ほど仁平委員が言った情報セキュリティーのほうなのですが、研修と、それからセキュリティーポリシーの計画策定ということなのですが、国のほうでもセキュリティーポリシーをちゃんとやりましょうですか。やってくださいではなくて、やりましょうみたいな呼びかけはしていて、だったらお金は国のほうから出ないのかなというのが1つです。

それから、セキュリティーポリシーを定めるに当たっても、筑西市独自にやる部分と、独自の部分と、そうではない一般的な部分とあると思うのです。そうすると、委託で363万円本当にはかけなくてはできないのかなというところが私も疑問に思うので、もうちょっとこの予算の中身、こんなことをやるので、これだけかかるのだというふうに納得いくように説明してほしいというのが1つ。

それから、先ほどのB&G財団のほうですけれども、5,000万円と、それから3年間120万円運営費が出るのだけれども、その後、4年目以降は出ないわけですよ。そうすると、市を通してという話でしたけれども、この図を見ると、こっちの資料です。市と子ども第三の居場所とは関係は切れないのですよね。だから、そうすると4年後からの経費はどうなるのだろうというのがちょっと心配だということなのですが、その辺よろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

まず、1点目の情報セキュリティーの件ですが、おっしゃるとおり、国のほうからも情報セキュリティーポリシーの策定に関するガイドラインというものが出されておりました、これが度々改正をされまして、最新のものが令和4年3月に示されておりました、そのガイドラインに即した市のセキュリティーポリシーをつくる必要があるということでございます。

補助金等につきましては、今回、補正予算を計上するに当たって調べたところは、国等からの補助金は残念ながらないような状況でございまして、今般、別のルートではあるのですけれども、市の教育長会等を通じて要望はしていきたいというふうに考えてございます。セキュリティーポリシーを策定する具体的な内容でございますけれども、委員おっしゃいましたように、市独自の部分ということで、やはり現在、市の教育情報関係はいろいろなシステムが入っております、そういったところのシステムのネットワークの構成の整理とか、それから学校へのヒアリング、それから教職員のアンケート調査、そういった事前準備等も含めてセキュリティーポリシーの素案をつくっていただき、またその素案をセキュリティー委員会というものを立ち上げまして、その委員会で中身を精査するという委員会の3回分の運営費用なども含んでございまして、総額で363万円という予算になってございます。

続けて、もう1点目の子ども第三の居場所の財団の補助が終わった後の4年目以降の運営というご質問かと思っておりますけれども、4年目以降につきましては委員おっしゃいますように財団の補助はなくなりまして、代わりに国、県、市の補助金を使いながら運営していただくということになります。今現在もそういった補助制度はございまして、運営費の2分の1を国、4分の1を県、4分の1を市が負担するという補

助金がございますが、この制度が令和5年度、今年度いっぱいというふうに伺っております。ただ、この今年度いっぱいという理由は、令和6年以降、こども家庭庁の下において子どもの居場所事業というのが児童福祉法の下に正式に位置づけされるということでもありますので、また新たな補助制度、同じような補助制度ができるものと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 謙君） セキュリティーのほうですけれども、363万円というのは計画策定委託料ですよ。この計画に沿って、今度は実行していくということになると、例えば必要なソフトがあるとか、セキュリティー専門のソフトとか、そういうものは、今回は入っていないように思うのです。実行するに当たってかかる経費というのは、予算上ないと考えていいのかどうかです。今後かからないと考えていいかどうかということです。

それと、このB&G財団を通した子どもたちの居場所づくりというのと、それからほかにも不登校だとか、ひきこもりだとかを受け入れる施設等があって、その行政からのお金の出方がB&G財団を通したのと通していないのでは差が出てしまうのかなというふうに想像するのですが、その辺はどうなのでしょう。同じような、似たような施設なのだけでも、補助金が違うとか、不均衡が起きないかどうか、その辺お願いします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

セキュリティー対策の計画策定後の実際にセキュリティーに係る費用につきましては、今般の補正予算には含んでございません。もしセキュリティーポリシー等を作成する過程において、またシステム上とかソフトとか新たな経費がもし必要となった場合には、改めて当初予算等に計上していきたいと思いますが、現在のところも教育情報化整備事業ということで通常のセキュリティー対策に係るソフトウェアとか、そういったものは予算化はしてございますので、もしこの計画策定の過程で新たな仕組みが必要とか、そういった場合には改めて予算計上もしていく必要があるかと考えております。

もう1点目の子ども第三の居場所事業のほかの事業者との差異ということでございますが、おっしゃるとおり、このB&G財団の助成を使っていच्छる事業者と、またそれを使っていच्छらない事業者では、やはりその財団からの助成金を受けられるかどうかということでは差があるかと思えます。ただ、国、県等の補助金につきましては、その限りではないと思えますので、国、県等の補助の要件に合えば、そういった補助金は受けられるのではないかなというふうに思えます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 謙君） セキュリティーのほうですけれども、あれ、何だっけな、質疑を忘れてしまった。

では、そっちはいいとして、1つ確認、子ども第三の居場所のほうの補助金ですけれども、4年後、3年過ぎたらですか、そうするといろいろな施設あるけれども、同等の扱いになると考えていいですか。それとも、市がB&G財団のほうには多少補助金を余計に出すということにならないのかどうか、その辺がちょっと心配ですので、よろしくをお願いします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

4年後の補助金の状況でございますが、その時点で仮に同じような事業運営をしていらっしゃる団体さんがいたとして、国のほうで用意されている補助金を申請されて、その要件に合致すれば補助は同じように出るかと思えます。その要件の中の限りにおいては、B&G財団の事業との差別化というのはいかなというふうに思います。

（「市との関係も」と呼ぶ者あり）

○学務課長（根本 薫君） （続）そうですね。市のほうでは、教育支援センターですとか、あとは福祉部門とかいろいろな部門と連携して、今回の事業者もそうですし、それ以外の例えばフリースクールさんとかとの情報共有とか、そういう面では同じようにやっていくことになろうかと思えますので、そういった面での差異はないかというふうに思います。

○委員（三浦 譲君） いいです。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） 情報セキュリティーについてお伺いさせていただきます。

まず、起きてしまった背景をちょっとお伺いしたいのですけれども、これミス分析というのはされているかと思うのですけれども、私がちょっと感じるのは、ミスには3つの種類あると思っていて、情報セキュリティーについて何も知らない、無知によるミス、それとただ単に知っているけれども、作業を間違ってしまったケアレスミス、それと完全に悪意がある、悪意があってやりましたというミス、この3パターンになるかと思うのですけれども、今回はどれに当たるかというのと、それを分析した結果、研修となったとなっておりますが、この研修以外にどういう選択肢があったのか、その人に周知するために、セキュリティーを知ってもらうために何ができたかという、ほかの選択肢は何があったかというのをちょっとお伺いしたいです。

○委員長（中座敏和君） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木敦史君） 國府田委員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回の情報漏えいに関する状況でございます。私ども発生いたしまして、その後、対応ということで保護者説明会とかも出させていただいておりますけれども、その中でミスの状況、これは表面上でいいますと二重チェックがおろそかになっていたというのが、まず表面上の直接的な原因というふうに捉えてございます。なぜ、そのミスの種類ということになるのですけれども、その中で保護者説明会の中で質問があって、当事者の教職員がそれに答えています。

そのときに、これはデスクトップ上にデータを貼り付けたという事象がございました。そのことに関する質問に対して、教職員が貼っていけないということを知らなかったというふうに答えたのです。そこで私どもといたしましては、県教職員の管理監督というのは市にございますので、あれっという状況がこちらとしてはありまして、どういった情報セキュリティーの教育を受けた上で現場に配属をされているのかと、そういったものを調査させていただきました。その中で、やはり研修、そういったものが現状不足しているという結果を私ども持ちましたので、今般のこういった話になったところもございます。

当然研修を待っていたのでは、同じような事象が次々ということもおそれがございますので、当然市にも情報セキュリティーポリシー等あるのですけれども、そういったものを説明し、しっかりと現場側でもこういった対応を必ずやるようにというまず指示を現状ではさせていただいて、同じようなミスが発生し

ないようにしているところではございますけれども、今般、こういったものできちんと情報セキュリティーの研修を実施し、それから現状の学校の情報上の取扱い、そういったものをしっかりと第三者にも検証してもらって、その上でしっかり個人情報、そういったものを守っていくと、そういったものために、まず今回、こういった補正予算ということで出させていただいたところでございます。詳しくは根本学務課長のほうから、すみません。失礼しました。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） 続けて、お答えいたします。

別の手段ということでもございますけれども、先ほど部長からもありましたとおり、まず昨年度のうちの3月29日に、年度変わる前に一度、教職員全員の研修を行いました。この研修は急だったものですから、市長部局の情報政策課の職員に急遽講習をお願いして、自前で研修をやったということでございます。

その後、年度が変わり、先生方の異動もございますので、これを継続的にやっていく必要があるだろうということで、今般、予算案を計上させていただきまして、予定としては夏休みの期間を利用して研修をやりたいというふうに考えております。

もう1点、その以前の周知の方法なのですけれども、5月2日に情報ネットワーク運用管理委員会というものを開催いたしまして、トップが教育長でございまして、各学校の校長先生も委員になってございます。今般のこういった情報セキュリティーの事項を改めて検証して、また今後、こういった研修をやりますということと、新たにセキュリティーポリシーをつくりますといったことも含めて、5月2日に校長先生から各学校に伝達もしていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。

では続けまして、今回のミスは、簡単に言えばやっぱりケアレスミスということになるかと思います。間違っでデスクトップにデータを貼り付けようとしたところ、誤ってそれがホームページのほうにリンクされて公開されてしまったということだったのです。そうすると、先ほどちょっとお話にもありましたように、ダブルチェックというのはおろそかになっていた。では、もともとダブルチェック機能があるはずなのです。それをでは徹底しようという動きは、まずなかったのかというのを伺いたいのと、これはシステム的なことなので、システムを構築して、ダブルチェックしないと公開されないようにというのをできないようにシステム上すればよかったのではないかというお話合いはありましたでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

ダブルチェック、二重チェックということでございますけれども、今般の事案も本来であれば担当の学年の教諭がつくったファイルをホームページを担当しております教務主任が、別の職員が掲載するという意味で二重手続は取ってございます。ただ、その担当職員から教務主任にファイルを受け渡す際に、担当の職員が別の作業をほぼ同時にやっていたようでございまして、それがホームページに載せてもいい今後の学習予定の一覧作成と、ホームページに決して載せてはいけない今回の成績一覧の作業を1つのパソコン上で作業していたということでございます。本来、載せてはいけないほうのデータをホームページに掲載する担当の職員のフォルダーに誤って移し替えてしまったということでございますので、その部分が

わゆるケアレスミスかなと思います。本来は、ホームページをアップする担当の教務主任が、内容を確認した上で掲載すればこのようなことにならなかったと思うのですけれども、その部分を怠ったということで、多分二重チェックの制度はあったのだけれども、その部分が機能しなかったというような事案かなというふうに思います。

システム上できないかということでございますけれども、現在のところは成績一覧のシステムをやはり作業するために、成績処理をするシステムからそれぞれの担当職員のパソコンにダウンロードすることは可能な状況になってございますので、その部分を現実上できなくするというのを議論しなかったのかどうかということかと思うのですけれども、その部分については先生の成績処理の作業上の問題とかもあろうと思いますので、今回、そのことについての議論はしていないのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） すみません。今のお話を聞いていると、作業する人が違うので、それはダブルチェックとは言わず、ただ単に作業を分担している。その教務主任の方とアップロードする方というのは、作業を分担しているなので、それはダブルチェックとは言わないと思います。そもそもインターネットにアップしたときに、それを即時公開ではなくて、例えばこれは何時間後、1日後にホームページに反映されます。その間に誰かがきちんとチェックして精査した上で、オーケーをすると、その時間に反映されますというのは、ホームページではシステムを組むことはできるはずなのです。そちらのほうが僕ははるかに安上がりで、ケアレスミスを実に確実になくせると思っているのです。なかなかこれを実装して、全員にやっていく、周知させていくというのは、もしかしたら難しいかもしれないですけれども、そういう検討もきちんとこれからしていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） B&G財団の補足資料、ありがとうございます。こちらの児童育成支援拠点事業についてお聞きしたいのですが、こちら受入れ人数のほうが1日10名ほどというお話でした。実際に筑西市には不登校の子供たちが小学生で95人、中学生で170人ぐらいいらっしゃるのですが、市の教育支援センターに通われている子どもなども考えても、とてもこういった不登校の児童生徒をカバーするにはまだまだこういった居場所が足りないのかなという気がします。

そこで、市のほうでは、ここの第三の居場所以外にも、何か市としても考えているのかということと、4年目から国、県、市の補助金での運営ということですが、これは運営費全部を補助金で賄っての運営という形になるのかを伺いたと思います。

もう1点が、小学校の図書室への図書の購入にご寄附いただいたお金で図書を購入ということですが、こちらは全小学校に図書を買うのか、どの程度を買うのかということと、昨年でしたっけ、筑西市の図書費が最下位だったというようなお話もありますが、今年度はそのようなことがないのかというのを伺いたと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

まず、子ども第三の居場所事業ですが、ほかに事業は考えているのかということでございますけれども、

今般の事案は茨城サドベリースクールさんのほうから申出というか、提案があって、ここまで実現してきたという事業でございます。このB&G財団の事業も1市に1か所という制限はないそうですので、また同じような意欲を持った事業者さんが出てきていただければ、同じように開設に向けてのバックアップといたしますか、支援はしていきたいというふうに考えてございますが、今のところ具体的な新たな事業者さんの情報はございません。

2点目の……

(「4年目、補助金のみで運営……」と呼ぶ者あり)

○学務課長(根本 薫君) (続)失礼しました。4年目以降の運営でございますが、補助金の限度額が月額120万円ということでございますので、その範囲内であれば補助金のみで運営できるかと思いますが、仮にこの金額を超えるような部分については、自己資金での運営ということになるかと思えます。

続きまして、図書の購入でございますが、まず今回いただきました寄附が105万円ということございまして、まずは下館地区の小学校に10万円ずつ配当したいと考えております。残りの5万円なのですが、それ以外の部分で蔵書整備率の低いところを優先に考えておりまして、今のところは、すみません、ちょっと失礼いたします。

すみません、失礼いたしました。関城東小学校に配当したいと考えてございます。図書費の予算につきましては、昨年度、ああいった報道がございまして、急遽増額をさせていただきました。その金額が果たして全国で何位なのかということについてはちょっと分かりませんが、予算のときにも説明させていただきましたけれども、コロナ禍以前の水準に戻るような形で予算は計上させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長(中座敏和君) 小倉委員。

○委員(小倉ひと美君) 児童育成支援拠点事業、子ども第三の居場所ですが、また新たな事業者があれば、こういった支援するという形ですが、市が主体となって、例えば廃校を利用した不登校の特例校などというのも考えるべきかなと思うのですが、その点についてはいかがなのかということと、4年目以降も運営費については120万円補助金が出るということによろしいのですか。

○委員長(中座敏和君) 根本学務課長。

○学務課長(根本 薫君) お答えいたします。

まず、ちょっと前後しますけれども、補助金の120万円につきましては、4年目以降ということですね。4年目以降は、このB&G財団さんの助成は終了しまして、国、県、市の助成ということになるのですが、また新たな補助制度は公開されていないのですけれども、仮に現時点の補助制度でいいますと、ちょっと失礼いたします。

現在の補助事業がこのまま継続するといいますと、年間で約1,450万円ということですので、割り返しますとほぼ同じ金額の月額補助は出るのかなというふうに考えております。

○委員長(中座敏和君) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木敦史君) 不登校の特例校というご質疑で、廃校を利用した不登校の特例校ということでございますけれども、現在、筑西市で下館北中学校が1つ閉校しまして、令和6年3月31日をもって5つの小学校が閉校すると。現在、廃校後の利活用につきましては、公的機関、公的団体、または一般事

業者によつての提案を募集しまして、その中で廃校後の利活用を図っていききたいということで、ただいま準備を進めているところでございます。うちのほうの場合のパターンですと、廃校ですとそういった学校になるわけですが、そこの1つを使って、その不登校の児童生徒の特例校というのは、現在、検討はしてはございません。現在の教育支援センター、そして学校でのケア、そういったものの中で、まずは対応を進めていければというふうを考えているところでございます。

また、今回、子ども第三の居場所なんかもできてまいりますので、そういった状況を見ながら、特例校というのは、私も全国的な動向というのはちょっと把握はしていませんので、なかなかハードルが高いのかなというような気はしているところではございます。現在では、ちょっと検討はしていないということではございます。ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） まず、第三の居場所の補助金の関係で、4年目以降、大体同じぐらいの補助金が出るということで、それは運営が補助金の中で収まれば全額補助金でという3年目までの考えと4年目以降も同じでいいのかということと、やっぱり不登校の児童生徒、筑西市の大体250人ぐらいいらっしゃるの、その方たちの受皿というのを考えると、まだまだこの第三の居場所ができて足りないのかな、また教育支援センターに通われている子も随分数としては少ない感じがしますので、そういった受皿というのはやっぱり必要な、市としても考えるべきなのかなと思いますので、ぜひご検討のほうをお願いしたいと思います。

図書費のほう、ほかと比べることになるので、なかなかこれで最下位になるようなことがないかどうかは難しいということですが、やっぱり子供たちの学校教育のために、こういった子供たちへの投資は必要だと思っておりますので、そういったことも注意しながら進めていただきたいと思います。

補助金のことをお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

現在の補助制度が仮に続けばという前提にはなりますけれども、補助率が何%とかという記載がございませんので、上限額が先ほどの金額という理解で、それ以下の金額で運営できれば全額出るという理解でよろしいかと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） そのほかには。

新井委員。

○委員（新井 暁君） 最後に、今のB&G財団のやつで、各委員からの質疑あったと思うのですが、どんどん難しくなってしまうとあれだったので、大嶋委員が言ったところのちょっと簡単な説明というか、あれでいうと、いわゆるこの茨城サドベリースクールは普通の会社として見た場合、会社の人B&G財団が出資者だとしたときに、そこにプレゼンして、そこがオーケーもらって、入金、入金する通帳みたいなものは市をかまさなくてはいけなくて、運営しているのは田中さんが普通にいわゆる社長で、会社は会社の意向で運営していくという解釈でいいのですよね、これ。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

おっしゃるとおりで、そのような解釈でよろしいかと思えます。財団からの助成金が一旦市に入って、その助成金が市から運営団体のところに補助金として交付するというようなことをございます。

○委員長（中座敏和君） 新井委員。

○委員（新井 暁君） ということで、今は1日10名という部分とか、4年目以降の補助金に関しても、それは市としてはこの事業の進捗管理をB&G財団とはやり取りして、第三の居場所とはそういう、口出しはちょっとした連携をしていくという流れですものね。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） はい、そのとおりでございます。運営のサポートも含めて関わっていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 新井委員。

○委員（新井 暁君） ごめんなさい。もう1個、最後に、大嶋委員が言ったことでちょっと、一応だからこれはチェーン店ではなくて、独立店舗で、多分出資してくれるリスペクトを込めてB&G財団という冠をつけているというだけですよね。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございますが、この事業をやったり財団の助成を受けて実施するというので、名称にB&Gという名称を冠するというようなところでございます。

○委員長（中座敏和君） では、ほかにはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、義務教育学校整備課から説明を願います。

市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 義務教育学校整備課、市塚でございます。どうぞよろしく願います。座って説明のほうをさせていただきます。

議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。12ページをお開き願います。一番下になります。歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出でございます。款10教育費、項3中学校費、目3中学校営繕費、説明欄、中学校施設営繕事業に781万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは昨年度1月25日に、下館西中学校の西校舎外階段におきまして、外壁タイルが落下する事案が発生いたしました。生徒をはじめとする通行者等に危険が及ぶおそれがあることから、早期に施設改修を実施するため、施設改修工事費について増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら下館西中学校の外階段の外壁タイルが落下したということですが、この

場所は築何年ぐらいたっていたのかということ、それをお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） お答えいたします。

下館西中学校の西校舎でございますが、昭和60年に建築しております。ただ、大規模改造事業としまして平成25年度に大規模改造は行ってございます。昭和60年の築後としましては37年、大規模改造後としましては9年が経過しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この落ちたタイル部分というのは、大規模改修でやった部分なのかということと、もしそうだとしたら9年ぐらいで外壁落下するものなのかということをお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） お答えいたします。

大規模改造において、外壁のタイルを設置したものではありません。もともとついているもので、大規模改造の中での多少の修復はしていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この事例を受けてほかの学校、小学校も含め結構築年数たっているところ多いかと思うのですが、ほかの事例、ほかの学校の点検作業とかは行ったのかということと、ほかの学校も危険箇所があるのか、また今後、こういう危険箇所があった場合、改修工事で補正予算が組まれるのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） お答えいたします。

まず、この外壁等のタイルにつきましては、打診調査というものがございます。法の中で10年、設置して、新築した後は10年経過後、当然大規模改造した後に10年が経過した場合に打診調査をなささいという法で取決めがございます。また、3年に1回、特殊建築物の検査等もあるのですが、基本的に10年経過後に打診という状況でございます。下館西中学校につきましては、令和6年度に打診調査を実施する予定でございましたが、9年目に落下してしまったというような状況でございます。

以上でございます。

（「ほかの学校」と呼ぶ者あり）

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） （続）ほかの学校につきましては、当然そういった外壁タイルがついているところにつきましては、10年経過後には打診調査実施してございます。今までに10年経過前に落下したという事例はないものですから、今後も法令にのっとって10年経過後には打診調査を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、学校給食課から説明を願います。

濱野学校給食課長。

○学校給食課長（濱野訓枝君） 学校給食課の濱野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、学校給食課所管の補正予算についてご説明申し上げます。9ページをお開き願います。3段目でございます。歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、10、需要費3,967万円のうち賄い材料費に3,957万円の増額補正をお願いするものでございます。これは原油価格・物価高騰による学校給食の食材が高騰していることから、食材費の高騰分を支援することで、保護者負担へ転嫁することなく、給食の質と量を維持し、安定的に提供するものでございます。

説明は以上でございます。審議をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センターから説明を願います。

長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 生涯学習センターの長本でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、生涯学習センター所管の補正についてご説明いたします。補正予算書13ページをお開き願います。款10教育費、項6社会教育費、目3公民館費、説明欄の関城地区公民館施設改修事業、生涯学習センター、節12委託料におきまして156万2,000円の増額補正をお願いするものです。

内容としましては、解体を予定している黒子公民館及び河内公民館のアスベスト調査でございます。昨年度実施いたしました調査は、床材のタイル、屋上の防水剤、外壁塗装などの箇所を行いましたが、今回は天井裏の吹き付け材、内面の下地モルタル、配管パッキン、エルボ等の外部から目視できないところを予定しておるところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 旧議場の例があったものですから、よくこのところ、どういう調査するのか聞かせてもらいたいのですが、この調査は、今の説明で昨年度と、今度、今年度に分けてやるということで、それで今年度調査するというのは、当初から、昨年度の時点で予定されていたのかどうか、それとも旧議場の問題があったので、今回、特別にこれを追加するということなのかどうかです。まず、そういういきさつをお聞きします。

それから、今度、調査の中身ですけれども、調査の中身は、大体アスベストの調査で、こういう調査をすれば一応調査したことになるという、何というのですか、中身のメニュー、どういう場所を調査すると

いうのがあると思うのですが、今回の調査は、そういった一般的なものなのか、それとも説明にあったように内面、見た目では分からない場所をやるということですから、立ち入っていると思うのですが、ただそれが今回、市の判断でそういう奥のほうまで調査するというにしましたのか、それとも先ほど言ったように一般的な調査項目でこういうものがあるということにやるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） いきさつでございますけれども、当初予定していたところのほか、やはり旧下館庁舎がございまして、当初出てはしないようなところから出てしまったというようなところで、急遽議場の問題がありましたので、追加をさせていただいたわけでございます。この判断でございますけれども、前後してすみません。中身のメニューでございますが、今回につきましては内面の下地のモルタルと、あとシーリング材、天井裏の吹き付け材、壁材の石膏ボード、配管エルボ、配管のパッキン等を予定しております。こちらにつきましては、当初分からなかったところを確認したところ、ひょっとするとこういうところも出るのではないかなというように、追加で議場の問題もありましたので、今回の補正でお願いするところがございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

検査箇所など今の時点で分かるでしょうか。それと、調査委託料の金額が箇所によるもの、箇所が多ければ高いと思うのですが、そういったことによるのか、一通り調べるという意味で、この156万円ということになるのか、それをお願いします。

○委員長（中座敏和君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） こちらにつきましては、箇所数で計算の金額が増えていくような形になっております。

以上でございます。

（「もし箇所数分かれば」と呼ぶ者あり）

○生涯学習センター長（長本敏介君） （続）失礼しました。箇所数ですけれども、先ほどお答えしました6か所でございます。黒子地区公民館で6か所、河内公民館の箇所で6か所、合計12か所でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） トータルの調査する箇所です。例えば天井裏だったら何か所だとか、配管だったら何か所だというふうになっていると思うのですが、トータルすると何か所になっているかなということです。このアスベスト調査というのは、普通なかなか高いのです。そういうこともあって、勉強のためにこれ経費を知りたいのです。

○委員長（中座敏和君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 箇所数につきましては、今申し上げましたところの下地のモルタル材のところ、同じようなところであれば、そのところが対象になるということになります。あと、シーリング材、充填材だと思うのですが、そういうところがもしあったときには充填材の箇所があって何か所あるか、出てくるかと思えます。あと、天井の吹き付け材とか、そんなところを確認すると。

あと、石膏ボードも同じような箇所があれば、そこをやって、平米が出てくるのではないかと。配管エルボ、パッキン等につきましても、その箇所をやって出てくると思うので、ちょっとこちらの場所では全体的にやりますけれども、どの場所も、そのモルタル箇所のところが何か所あるかというのは出てこないです。

○委員長（中座敏和君） 最後、では三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、調査してみないと、本当に全部調査するというわけにはいかないということで、もしかしたらまた追加予算も必要になってくるかもしれないという、そういう手順なのか。

○委員長（中座敏和君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 主に、これだけ調べれば出てこないだろうというところでやっております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうですか。分かりました。

○委員長（中座敏和君） 次に、小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 同じく公民館のアスベスト調査ですが、今これだけやれば、予期せぬところからは出てこないだろうということですが、旧庁舎の場合も予期せぬところから出てきたということですが、万一出てきた場合、今回は補正でアスベストの処分費というか、補正が組まれましたけれども、今度、実際に解体工事が始まるわけですが、その過程で出てきた場合どうするのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 当初のところより念には念を入れて慎重に、多分出ないだろうという箇所も若干含まれておりますので、それはないかと思われま。

以上でございます。

（「出たらどうするんだい」と呼ぶ者あり）

○生涯学習センター長（長本敏介君） （続）出ないと思われま。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 前回、専決処分で、議場で随分その件に関しては質疑が交わされましたので、出てこないことを願いますが、万が一出た場合、また工事費の追加ということがないようなことにしたいと思われま。

○委員長（中座敏和君） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木敦史君） ご答弁させていただきます。

生涯学習センター長、強気なものですから、今般、委員おっしゃっていますように、やはり出てしまったという例がありましたので、確かに昨年度、通常解体というか、昨年度のサンプル抽出が基本的なところなのかなというところはあったのですけれども、やはり変更はしたくないなということで、今回、業者と相談をしながら、この辺やばそうかなというところを抽出はさせていただいて、結構物を剥がしたりとかそういったものも実は入っているのですけれども、その中で検査をさせていただきます。そこで出るか出ないかというのは分からないですけれども、それをした上で出てしまった場合は、申し訳ございません

が、補正をさせていただきまして、解体工事止めるわけにもいきませんので、そのときは現場のほうも御覧をいただきながらご説明させていただきまして、お願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。頑張って調査をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかに大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第56号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第56号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決をいたします。

議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で、教育委員会の審査を終了いたします。

これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたしました。

執行部は退室を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時 5分